



令和8年8月20日
湯河原町地域政策課

移住支援金交付の開始について

湯河原町では埼玉県、千葉県及び東京都からの移住者に対し、移住支援金の交付を開始します。

本支援金は、令和8年8月17日(月)以降に対象の地域から湯河原町へ移住し、要件を満たす職へ就業する方などに対し、最大150万円を支給するものです。

- 1 支給額
単身の場合 60万円
世帯(2人以上)の場合 100万円
18歳未満の世帯員を帯同しての移住 50万円を加算(1度のみ)
- 2 対象要件・申請方法
別添のチラシを参照又は地域政策課企画係へお問い合わせください。
- 3 申請期限
交付を受けようとする年度の2月の最終開庁日
(令和8年度分締切：令和9年2月26日(金))
- 4 備考
予算が無くなり次第終了となります。
申請をご検討の方はお早めのご相談を推奨します。

お問い合わせ先
地域政策課 企画係
TEL 63-2111 (内線 232) / FAX 62-1991
Email kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp